

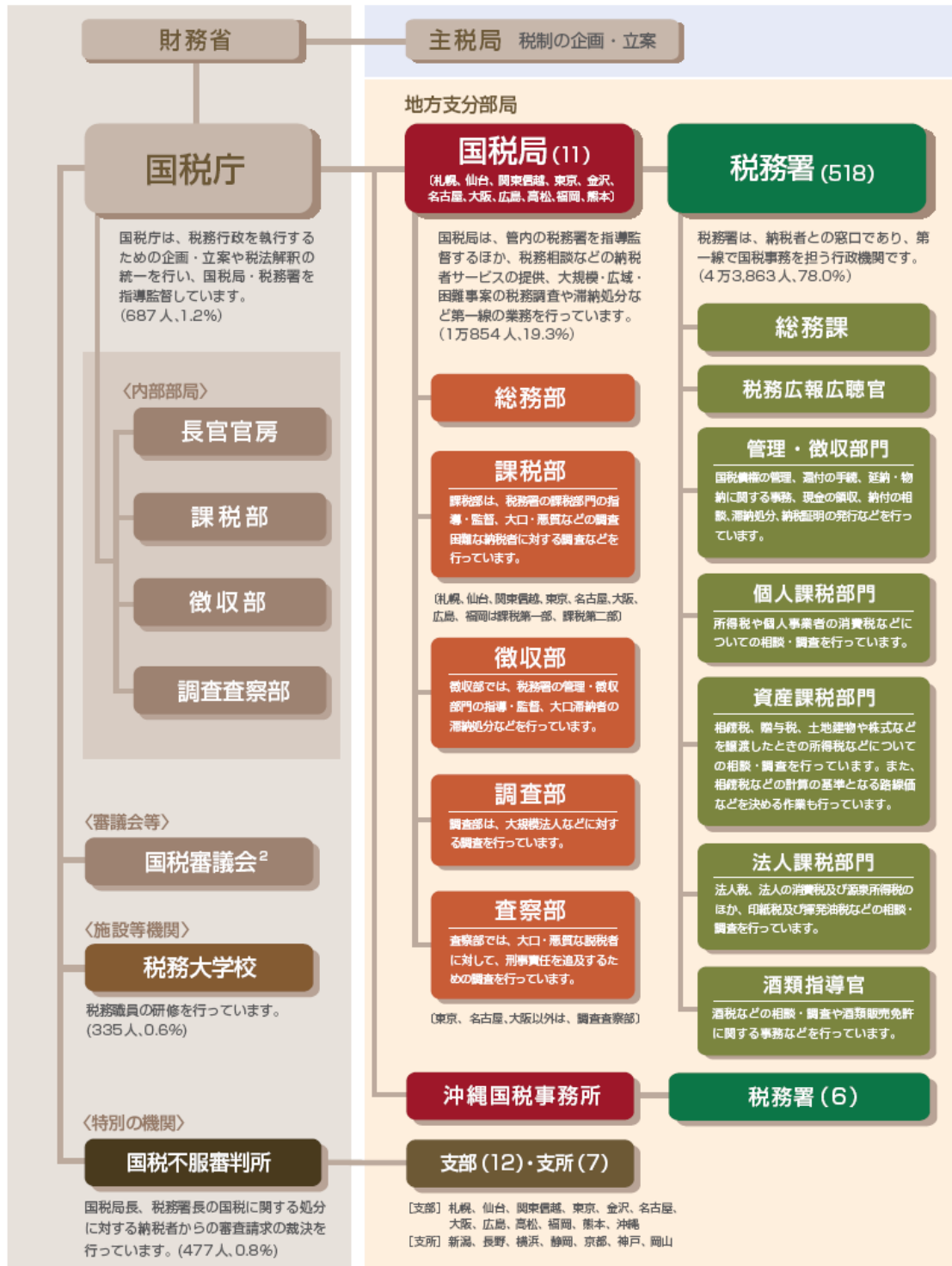
(様式)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	国税局	府省名	国税庁
事務・事業名	各局（所）電話相談センターにおける税務相談業務		
事務・事業の種類 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 <input checked="" type="radio"/> 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	納税者が申告納税制度の下で、納税の意義を理解し、自発的な納税義務の履行を実現するための税に関する情報の提供を目的とするもので、電話による税務相談への対応を行っている。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	629,937千円（職員人件費は含まない。）		
事務・事業に係る定員（20年度）	約630人（電話相談センター及び税務相談室に従事する職員）		
業務量に関連する指標の実績値	平成19年度における電話相談センター及び税務相談室分室に寄せられた相談件数（3,406千件）		
外部資源の活用状況 （外部委託を実施している場合）			
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. 可 <input checked="" type="radio"/> 2. 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	<p>納税者からの税務相談に対しては、当局としては、申告納税制度の下、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行の実現」のための納税環境の整備の一環とのスタンスで対応してきている。したがって、税務相談はその後の当該納税者の申告納税とは完全に切り離すことはできず、税務行政と密接不可分である。</p> <p>すなわち、税務相談を受ける国税当局サイドとしては、回答に当たり豊富な税務経験・調査経験を必要とする場合も多い。他方、相談する納税者側としては、自発的な納税義務の履行に当たり、豊富な調査経験等を有する国税職員による「当局としての最終回答」を期待している。こういった意味から、当局職員による対応が不可欠である。</p>		

国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局（沖縄国税事務所）と全国524の税務署があります¹。



1 各部署の人数、%は、平成20年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

各局（所）電話相談センターにおける税務相談業務 について

1 税務相談の現状

(1) 税務相談室の所掌事務

税務相談室では、全国 12 の局室（電話相談センター）と 35 の分室において、電話などによる税務相談を行っている（局室・分室相談数約 630 名）。

(2) 電話による税務相談件数の推移（全国）

単位：千件

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
2,264 (100%)	2,324 (102.6%)	2,517 (111.2%)	3,406 (150.4%)

* 国税当局に寄せられる電話相談は、一貫して増加してきている。

2 税務相談の集中化

(1) 国税当局が行う「税務相談」は、申告納税制度の下で、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ための納税環境整備の一環とのスタンスで行っているところであるが、相談件数が増加傾向にある中、納税者サービスを適切に提供するとともに、署の事務及び相談体制の効率化を図っていくため、「税務相談の集中化」を行っている。

(2) すなわち、従来税務相談室（局室・分室）や税務署で分散的に対応していた電話による相談について、納税者利便の向上及び効率化の観点から、税務相談官を集中配置した電話相談センターを各国税局に設置し、同センターにおいて各国税局管内の税務相談室や税務署に寄せられる電話による全相談を税目別に集中して対応することとした。

〔電話相談の集中化のスケジュール〕

平成 18 事務年度	平成 19 事務年度	平成 20 事務年度
仙台、東京、福岡局 ・ 3 局 20 署を対象 ・ 11 月 1 日開始	全局 ・ 全国 284 署を対象 ・ 11 月 1 日開始	全局 ・ 全署（524 署）拡大予定 ・ 11 月 4 日開始予定

3 国税当局の行う税務相談業務の特質

(1) 業務の基本的性格

納税者からの相談に対しては、国税当局としては、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行の実現」のための納税環境の整備の一環として対応している。

したがって、税務相談はその後の当該納税者の申告納税とは完全に切り離すことはできず、税務行政と密接不可分である。

(2) 納税者サイドからみた特質

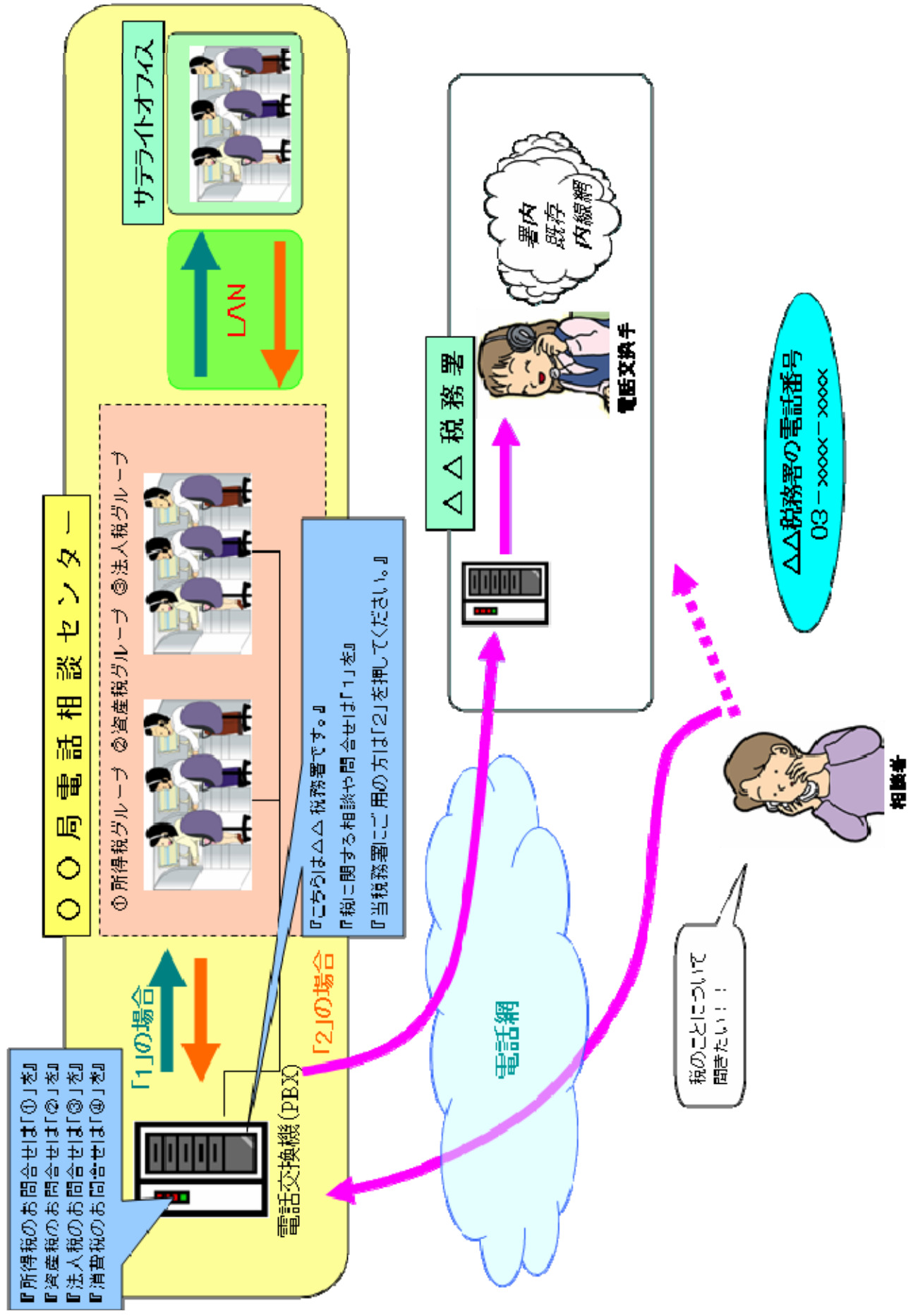
誠実な納税者が自発的に納税義務を履行するに当たり、税法の解釈などについて当局に対して最終回答を求めてきているものであり、当局としても誠実に対応していかなければならない。

(3) 国税当局サイドからみた特質

国税当局としては、誠実に納税者からの相談に回答しなければならない以上、単に、既に公表済の情報のみならず、豊富な税務経験・調査経験を必要とする場合や税法・通達の立法趣旨に遡っての判断を求められる場合も、ままある。

4 結 論

上記3の(1)、(2)、(3)の各事実を総合すると、国税当局の行う税務相談業務は、国税当局自身が回答せざるを得ない業務であると考えられ、したがって、民間委託は困難である。



具体的な相談事例

ページ

- 【1】 永年勤続表彰者に支給する旅行ギフト券・・・・・・・・・・ 1
- 【2】 ホームページ作成の対価に対する源泉徴収の要否・・・・ 3

1 永年勤続表彰者に支給する旅行ギフト券

【質問の趣旨】

当社では、25年勤務、30年勤務の永年勤続者に対し、それぞれ10万円、15万円の旅行券を支給することとなったが、当該旅行券の支給について、非課税の適用があるか。

【回答要旨】

使用人が、雇用契約に基づき使用者から支給を受けるものは金銭以外のもの権利その他経済的利益を含め、給与所得として課税される。(所法28条《給与所得》、所法36条《収入金額》)

一方、使用者が永年勤続した使用人の表彰に当り、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品(金銭ではなく)を支給する場合に受ける経済的利益で一定の要件に該当するものについては、課税しなくて差し支えないこととしている(所基通36-21)。

この通達は、永年勤続者に記念品を支給することは一般に行われているところであり、また、儀礼的な給付でもあることから、このようなものについてまで課税することは社会通念上妥当ではないという配慮から課税上弊害のない範囲で課税しないこととしたものである。

しかしながら、旅行ギフト券は、記念品の一種であるとも考えられるが、他方、金銭ではないものの、容易に現金化できるものであることから、金銭と同様に取り扱うべきとも考えられる。

さて、このような性質を有する旅行ギフト券については、個別通達が発出されている。(個別通達 昭60年2月21日直法6-4)

この個別通達と全く同じ条件であれば、非課税となるが、必ずしも同一の条件ではない場合、旅行ギフト券についてどのように取り扱うかが問題となる。

この問題については、要は、旅行ギフト券について、非課税となるためには、金銭性を弱くし、記念品であることの性質をより強く持たせることが必要であると考えられる。

したがって、実務においては、個別通達のうち、以下に掲げる①、②の二つの要件を重視し、この二つの要件が充たされれば、この個別通達と全く同じ条件でなくとも非課税であると回答している。

- ① 旅行の実施は、旅行ギフト券支給後相当の期間（概ね1年）内とする。
- ② その旅行におけるホテルの領収証等旅行の事実が確認できる書類を備えてあり、代金の精算を行うなど、旅行を提供したのと同視できること。

2 ホームページ作成の対価に対する源泉徴収の要否

【質問の趣旨】

当社は、ホームページを開設することとして、個人（居住者）に対し、ホームページ作成の対価を支払うが、その対価について源泉徴収を要するか。

【回答要旨】

源泉徴収が必要とされるいわゆる報酬料金は、所得税法第204条に掲げられているものに限られており、「デザインの報酬」も、同1項一号に掲げられ、源泉徴収の対象とされている。

また、ネオンサイン、広告塔、ショウウィンドー等のデザインとその施行の対価を一括して支払う場合について、デザインの報酬部分が極めて少額であれば源泉徴収しなくて差し支えないこととされている（所得税基本通達204-8）。

他方、「ホームページ作成の報酬」は、所得税法204条に規定する報酬料金の中には掲げられていない。

しかしながら、通常、ホームページは可視的なデザイン性を有するものと考えられることから、その報酬の中には同条に規定するデザインの対価が含まれているものと考えられる。

したがって、ホームページ作成の対価に、デザインの対価と判断される部分があれば、所得税法第204条1項一号に掲げるデザインの報酬に該当し、源泉徴収を要する旨回答している。

また、デザインの報酬の部分が極めて少額であると認められるときは、所基通204-8により源泉徴収をしなくて差し支えない（ホームページの作成の対価を同通達に掲名しているネオンサイン等の延長上のものとして考えている。）。

関係法令等（事例順）

【1】 永年勤続表彰者に支給する旅行ギフト券

○ 所得税法

(給与所得)

第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

(収入金額)

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

○ 所得税基本通達

(課税しない経済的利益……永年勤続者の記念品等)

36—21 使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品（現物に代えて支給する金銭は含まない。）を支給することにより当該役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない。

- (1) 当該利益の額が、当該役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。
- (2) 当該表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

○ 個別通達

	直法6—4 昭和60年2月21日
国税局長 殿 沖縄国税事務所長 殿	
	国税庁長官
永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱い	
標題のことについて、日本放送協会から別紙2のとおり照会があり、これに対して当庁直税部長名をもつて別紙1により回答したから了知されたい。	

別紙1	直法6—3 昭和60年2月21日
日本放送協会人事部長 〇〇〇〇 殿	
	国税庁直税部長
永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱いについて（昭60・2・15付照会に対する回答）	
標題のことについては、貴見のとおり取り扱うこととして差し支えありません。	

別紙2	昭和60年2月15日
国税庁直税部長宛	
	日本放送協会人事部長
永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱いについて（照会）	
標題の件について、この度、表彰（永年勤続表彰）規程を改正し、下記の内容により一定の永年勤続者を対象として永年勤続記念旅行券支給制度を実施することとなりました。	
この制度は、永年勤続者の表彰に当たり、その記念として実施するものであり、これにより表彰対象者が受けることとなる旅行券の支給に伴う経済的利益については、所得	

税基本通達（昭45・7・1付直審（所）30）36—21を適用し、課税を要しないものとして取り扱って差し支えないかお伺いします。

なお、当協会における表彰（永年勤続表彰）規程では、勤続者の勤続年数が満15年到達時に初回表彰を行い、その後5年ごとの間隔をおいて2回目以後の表彰を行うこととしていますが、上記の永年勤続記念旅行券支給制度は、この表彰制度の一環として行うものであることを念のため申し添えます。

記

1 支給対象者及び支給額

旅行券の支給対象者及び支給額は次のとおりとします。

支給対象者	支給額
満25年勤続者	10万円相当の旅行券
満35年勤続者	20万円相当の旅行券

2 支給の時期

旅行券の支給の時期は、採用の月から起算して上記1に掲げる勤続年数に達した月の翌月とします。

3 旅行券の送付

旅行券は、上記2の支給月の前月中旬に当協会人事部より各部局庶務部あてに送付します。

4 支給の手続

旅行券の支給は、各部局庶務部において所定の支給調書に必要事項（支給対象者の所属・氏名・採用年月・勤続年数・旅行券額等）を記入した上、支給対象者がこれに受領印を押印することにより行うこととします。

5 旅行の実施

- (1) 旅行の実施は、旅行券の支給後1年以内とします。
- (2) 旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なもの（海外旅行を含みます。）とします。

6 旅行実施報告書の提出等

- (1) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券を使用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項（旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等）を記載し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して所属各部局庶務部に提出することとします。
- (2) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券の支給後1年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合には、当該使用しなかった旅行券は所属各部局庶務部に返還することとします。

【2】 ホームページ作成の対価に対する源泉徴収の要否

○所得税法

(源泉徴収義務)

第二百四条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作権隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金
- 二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
- 三 [社会保険診療報酬支払基金法](#)（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬
- 四 職業野球の選手、職業拳闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
- 五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

[\[号・関連\]](#)

- 六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金
- 七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの
- 八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

[\[項・関連\]](#)

- 2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
 - 一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの

- 二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの
- 三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）

○所得税基本通達

204—8 ネオンサイン、広告塔、ショーウインドー、陳列棚、商品展示会場又は庭園等のデザインとその施行とを併せて請け負った者にその対価を一括して支払うような場合には、その対価の総額をデザインの報酬又は料金と施工の対価とに区分し、デザインの報酬又は料金について源泉徴収を行うべきであるが、そのデザインの報酬又は料金の部分が極めて少額であると認められるときは、源泉徴収をしなくて差し支えない。